

吳市教育委員會議題
(平成31年1月18日定例会)

吳市教育委員会

平成31年1月18日

呉市教育委員会定例会日程

- 1 会期決定について
- 2 前回会議の報告
- 3 教議第1号 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
- 4 教議第2号 呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について
- 5 教議第3号 平成31年度「呉の学校教育」について
- 6 報告第1号 平成31年度教育費予算について 【非公開】
- 7 教議第4号 平成31年度教育費予算復活要求について 【非公開】

教議第 1 号

呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 1 条 呉市教育委員会事務局組織規則(昭和 49 年呉市教委規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務)	(分掌事務)
第 5 条 略	第 5 条 略
2 略	2 略
3 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 学校教育課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 就学奨励費に関すること。	(2) <u>就学援助費及び就学奨励費</u> に関すること。
(3) ~ (23) 略	(3) ~ (23) 略
4 略	4 略

(呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正)

第 2 条 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和 32 年呉市教委規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(備付表簿及び保存期間)	(備付表簿及び保存期間)
第 4 2 条 小中学校において、備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。	第 4 2 条 小中学校において、備え付けなければならない表簿は、法令に定めるもののほか次に掲げるとおりとする。
(1) ~ (11) 略	(1) ~ (11) 略
<u>(12) ~ (14)</u> 略	<u>(12) 就学援助費関係簿</u>
	<u>(13) ~ (15)</u> 略
2 略	2 略

(呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正)

第 3 条 呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の

額のうち保護者等から徴収する額を定める規則（昭和36年呉市教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>呉市立小，中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち<u>保護者等</u>から徴収する額を定める規則</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定による呉市立小，中学校の災害共済給付契約に係る児童又は生徒についての共済掛金の額のうち，その保護者（<u>法第15条第1項第6号</u>に規定する児童生徒の保護者をいう。）から徴収する額は，児童又は生徒一人当たり460円とする。ただし，当該徴収されるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは，これを徴収しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>呉市就学奨励費支給規則</u>（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）による<u>就学奨励費</u>を受ける者の保護者等</p>	<p>呉市立小，中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち<u>保護者</u>から徴収する額を定める規則</p> <p>独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定による呉市立小，中学校の災害共済給付契約に係る児童又は生徒についての共済掛金の額のうち，その保護者（<u>法第15条第1項第7号</u>に規定する児童生徒の保護者をいう。）から徴収する額は，児童又は生徒一人当たり460円とする。ただし，当該徴収されるべき者が次の各号のいずれかに該当するときは，これを徴収しないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>呉市就学援助費支給規則</u>（昭和42年呉市教育委員会規則第1号）による<u>就学援助費</u>を受ける者</p>

付 則

この規則は，平成31年2月1日から施行する。

（提案理由）

呉市就学奨励費支給規則の一部改正に伴い，関係規則について所要の規定の整備等を行うため，この規則案を提出する。

議案資料 呉市教育教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

1 改正の趣旨

呉市就学奨励費支給規則（昭和42年呉市教委規則第1号）の一部改正（平成30年呉市教委規則第4号による改正）により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する制度について、翌年度に小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対しても、就学に必要な費用を支給できるようにするなど、当該制度の充実を図るとともに、国の制度に合わせて、事業の名称を、就学奨励事業から就学援助事業に変更したことに伴い、関係規則について所要の規定の整備等を行います。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会事務局組織規則の一部改正

就学援助費について、就学奨励費と合わせて学校教育課の分掌事務とします。

(2) 呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正

就学援助費に関する事務処理の記録を記載した文書について、小学校及び中学校において備え付けなければならない表簿とします。

(3) 呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則の一部改正

引用条項の移動と呉市就学奨励費支給規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行います。

【参考】

就学援助事業： 小学校若しくは中学校に就学する児童又は生徒又は翌年度に小学校若しくは中学校へ就学を予定している子どものうち、経済的な理由によって就学が困難と認められる者の保護者に対して、就学に必要な費用を就学援助費として支給します。

（根拠：学校教育法，呉市就学援助費支給規則等）

就学奨励事業： 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3（別紙参照）に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な費用を就学奨励費として支給します。

（根拠：特別支援学校への就学奨励に関する法律，特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料等）

3 施行期日

平成31年2月1日

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によつても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は，日本工業規格によるオーディオメータによる。

教議第 2 号

呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について
 呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(呉市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 呉市教育委員会事務決裁規程(昭和 49 年呉市教委訓令第 4 号)の一部を
 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で
 示すように改正する。

改正前	改正後																																																																						
<p>別表第 2 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">個別事務に係る専決事項</p> <p>1 教育総務課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2 学校施設課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>3 学校教育課に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">決裁区分</th> <th style="width: 10%;">教 育 長</th> <th style="width: 10%;">部 長</th> <th style="width: 10%;">副 部 長</th> <th style="width: 10%;">課 長</th> <th style="width: 10%;">グ ル ー プ リ ー ダ ー 等</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1～3 略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">就学奨励費 受給者の決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">5・6 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 学校安全課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>5 社会教育機関に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 略</p>	決裁区分	教 育 長	部 長	副 部 長	課 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 等	備考	専決事項							1～3 略							4	就学奨励費 受給者の決定					○	5・6 略							<p>別表第 2 (第 7 条関係)</p> <p style="text-align: center;">個別事務に係る専決事項</p> <p>1 教育総務課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>2 学校施設課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>3 学校教育課に関する事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">決裁区分</th> <th style="width: 10%;">教 育 長</th> <th style="width: 10%;">部 長</th> <th style="width: 10%;">副 部 長</th> <th style="width: 10%;">課 長</th> <th style="width: 10%;">グ ル ー プ リ ー ダ ー 等</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">専決事項</td> </tr> <tr> <td colspan="7">1～3 略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td colspan="2">就学援助費 及び就学奨励 費の受給者の 決定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td colspan="7">5・6 略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 学校安全課に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>5 社会教育機関に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 略</p>	決裁区分	教 育 長	部 長	副 部 長	課 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 等	備考	専決事項							1～3 略							4	就学援助費 及び就学奨励 費の受給者の 決定					○	5・6 略						
決裁区分	教 育 長	部 長	副 部 長	課 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 等	備考																																																																	
専決事項																																																																							
1～3 略																																																																							
4	就学奨励費 受給者の決定					○																																																																	
5・6 略																																																																							
決裁区分	教 育 長	部 長	副 部 長	課 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー 等	備考																																																																	
専決事項																																																																							
1～3 略																																																																							
4	就学援助費 及び就学奨励 費の受給者の 決定					○																																																																	
5・6 略																																																																							

(呉市立小中学校事務処理等規程の一部改正)

第 2 条 呉市立小中学校事務処理等規程(平成 18 年呉市教委訓令第 1 号)の一部
 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
係	分掌事務	係	分掌事務
略		略	
会	1～4 略	会	1～4 略
計	5 就学奨励費等の支払に関する	計	5 就学援助費及び就学奨励費の
係	こと。	係	支払に関すること。
	6～8 略		6～8 略
略		略	

付 則

この訓令は、平成31年2月1日から施行する。

（提案理由）

呉市就学奨励費支給規則の一部改正に伴い、関係規程について所要の規定の整備を行うため、この訓令案を提出する。

議案資料 呉市教育教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の趣旨

呉市就学奨励費支給規則（昭和42年呉市教委規則第1号）の一部改正（平成30年呉市教委規則第4号による改正）により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する制度について、翌年度に小学校又は中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対しても、就学に必要な費用を支給できるようにするなど、当該制度の充実を図るとともに、国の制度に合わせて、事業の名称を、就学奨励事業から就学援助事業に変更したことに伴い、関係規程について所要の規定の整備を行います。

2 改正の内容

(1) 呉市教育委員会事務決裁規程の一部改正

就学援助費の受給者の決定について、就学奨励費と合わせて学校教育課長の専決事項とします。

(2) 呉市立小中学校事務処理等規程の一部改正

学校から直接保護者等に就学援助費を支払う場合は、就学奨励費と合わせて、小学校及び中学校の庶務、会計等に関する事務を処理する共同事務センターにおける会計係の分掌事務とします。

【参考】

就学援助事業： 小学校若しくは中学校に就学する児童若しくは生徒又は翌年度に小学校若しくは中学校へ就学を予定している子どものうち、経済的な理由によって就学が困難と認められる者の保護者に対して、就学に必要な費用を就学援助費として支給します。

（根拠：学校教育法，呉市就学援助費支給規則等）

就学奨励事業： 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3（別紙参照）に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童若しくは生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な費用を就学奨励費として支給します。

（根拠：特別支援学校への就学奨励に関する法律，特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料等）

3 施行期日

平成31年2月1日

学校教育法施行令（抜粋）

第2章 視覚障害者等の障害の程度

第2.2条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によって測定する。
- 2 聴力の測定は，日本工業規格によるオーディオメータによる。

平成31年度「呉の学校教育」

郷土を愛する心豊かでたくましい 呉の子どもの育成



呉市では、「郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成」を目標に掲げ、これまで進めてきた小中一貫教育の取組を基盤とし、「主体的・対話的で深い学び」を通して、新しい時代に求められる資質・能力を育成する教育活動を展開しています。

今年度は、義務教育9年間を見通した教育を推進することはもちろん、幼児教育、高等学校教育等とのつながりを大切にします。そして、地域との連携及び協働により、社会に開かれた教育課程を実現し、呉市の特色を生かした教育活動を進めます。

また、防災教育をさらに充実させ、「自分の命は自分で守る」子どもを育ててまいります。

郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成



小中一貫教育と幼児教育、高等学校教育等のつながりを大切にした教育を進めます！



新しい時代に求められる資質・能力を育成します！



主体的・対話的で深い学びの実現

【重点施策】英語教育の充実

- 小学校外国語パワーアップ事業、中学校外国語アップグレード事業による教職員の研修の充実
- 小中をスムーズに接続した「英語が話せる子ども」の育成



カリキュラムマップに基づいた実践

- 中学校区で育成を目指す資質・能力の具体化・共有化
- カリキュラムマップに基づいた単元の開発・実践
 - ・教科等間のつながり
 - ・学校段階等間のつながり
 - ・地域社会とのつながり
- 実施状況の評価、カリキュラムマップの改善

※「カリキュラムマップ」
…中学校区で設定した資質・能力の育成に向けて、各中学校区の教育活動の全体像を見渡せるようにしたもの

考える授業の創造

- 「課題発見・解決学習」を取り入れた考える授業づくり
 - ・考えたくなる課題の設定（課題の設定）
 - ・考え、表出する場の設定（整理・分析）
 - ・考えの変容を自覚させる工夫（振り返り）
- 各教科等の特質に応じた言語活動の工夫
- 実社会や実生活と結び付けて考えさせる学習過程の工夫

【重点施策】ICTを活用した教育の推進

- モデル校によるタブレット活用方法等の研究の充実、還元
- タブレット端末等を効果的に活用する教育活動の推進



確かな学力

豊かな心

健やかな体

生徒指導の充実

- 生徒指導の三機能を生かした自己指導能力の育成
- いじめ撲滅に向けた取組の充実
- 不登校児童生徒への指導・支援の充実



豊かな感性や郷土を愛する心の育成

- 体験活動の充実
ふるさと子ども夢実現事業、「ものづくり」体験事業
和洋音楽ふれあい事業、ふるさと文化探訪事業、美術作品ふれあい事業
（※オーケストラ鑑賞教室 ～くれリンクアップコンサート～
…オーケストラと共に歌ったり演奏したりして本物体験ができるコンサート）
- 地域や社会との関わりのある学習活動の充実
わがまち人材派遣事業、職場体験活動

道徳教育の充実

- 「日本遺産を題材とした道徳学習プログラム」の実践
- 「呉の道徳自作資料集」等の活用、実践

防災教育の充実

- 「呉市防災教育のための手引き」の活用、実践
 - 「土砂災害対応携帯マニュアル」を活用した具体的な指導
 - 全ての児童生徒の安全を確保する体制の確立
 - ・地震・津波災害対応マニュアル
 - ・土砂災害対応マニュアル
- 「自分の命は自分で守る」

体力の向上

- トップアスリートの派遣
・小学校体育科授業や運動部活動
- 「くれ・チャレンジマッチ・スタジアム」の活用
- 運動意欲の向上や運動習慣の定着

生活習慣の確立

- 「早寝・早起き・朝ごはん」の定着
- 栄養教諭や食育担当者を中心とする食育の推進
- 地場産物・郷土料理を取り入れた学校給食の実施



学びの基礎

- 「返事・あいさつ・くつそろえ」の徹底
- 呉市のスタンダードの徹底
「掲示」「ロッカー」「机・椅子」
- 学習規律の徹底
- 学校図書館の整備・充実
- 「授業づくりの基礎・基本」の徹底

教職員の資質・能力の向上

- 研修の充実
 - ・呉市「学びの革新」推進研修会
 - ・小中一貫教育推進コーディネーター研修会
 - ・保幼小合同研修会（保護者向けリーフレットの活用）
 - ・呉市防災教育研修会
 - ・道徳教育推進教師研修会
- 研究指定による成果の普及
 - ・小中一貫教育研究指定事業
 - ・学力フォローアップ校事業
 - ・学力向上推進地域事業



学校生活への不安や悩みの解決

- スクールソーシャルワーカーの派遣
- スクールカウンセラーの派遣
- 適応指導教室の開設
- メンタルフレンドの派遣
- 生徒指導員の派遣
- スクールサポーターの派遣

一人一人の教育的ニーズへの対応

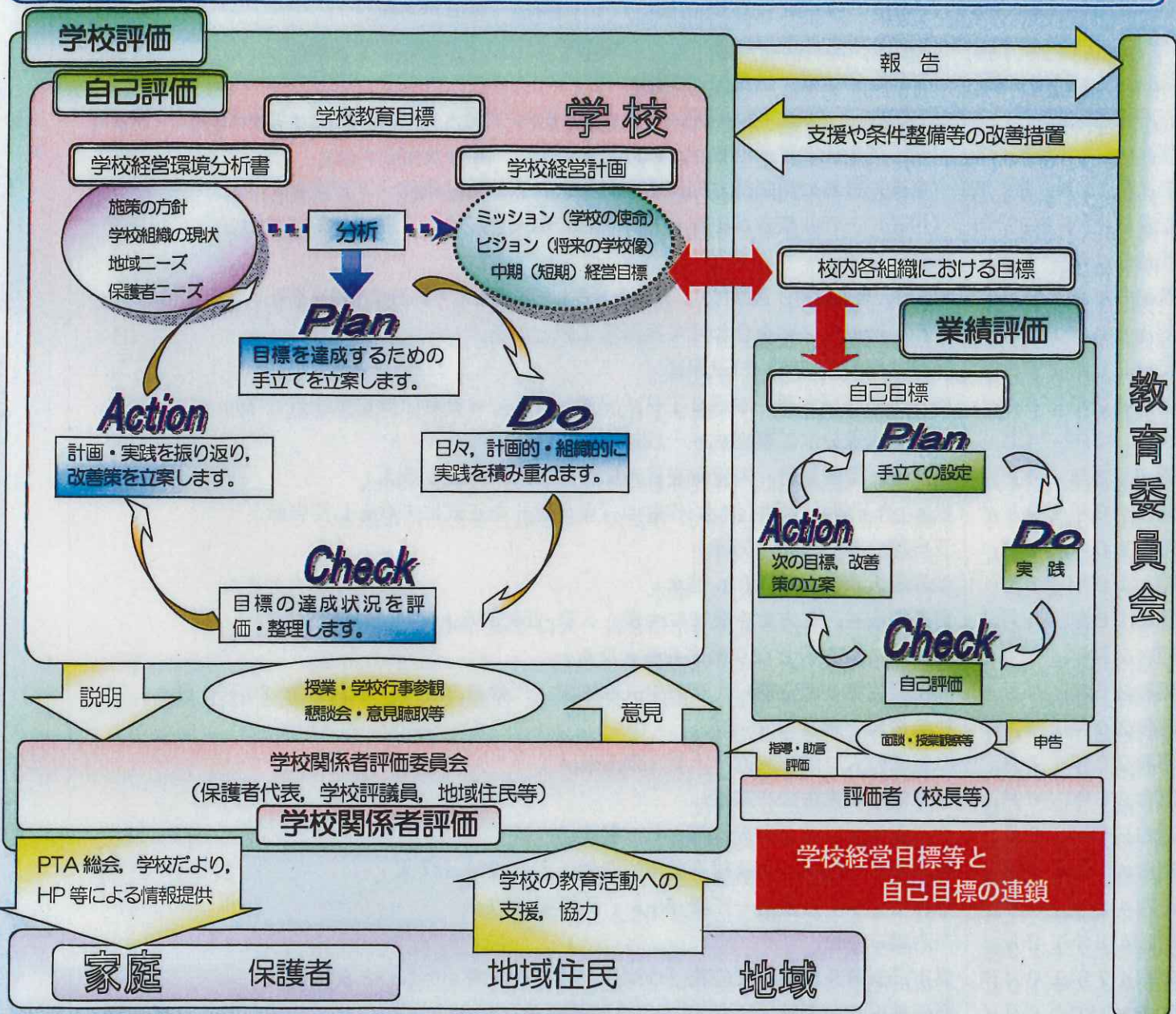
- 特別支援教育の推進
 - ・保幼小中をつなぐ「個別の教育支援計画」の活用
 - ・特別支援学級指導員、学校教育指導補助員の派遣
- 学力調査、意識調査等の結果に基づく実態把握
- 帰国・外国人児童生徒への適切な対応

働き方改革の推進

- 「学校における働き方改革取組方針」の徹底
 - ・学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
 - ・部活動指導に係る教員の負担軽減
 - ・学校における組織マネジメントの確立
 - ・教職員の働き方に対する意識の醸成

呉の学校評価

学校評価は、学校、家庭・地域が共に学校の教育力を高めることを目指しています。呉市においては、各中学校区で小中共通の重点化した目標等を設定して、取組を進めていきます。また、学校関係者評価委員会には小中共通の委員も選定します。



《学校評価》

- ☆客観的に分析し、小中一貫教育の観点に立ち、重点課題を明確化
- ☆経営目標の重点化・焦点化
- ☆小中共通の経営目標を必ず設定 (Ⓜマーク)
- ☆「学校における働き方改革」に関する目標を設定
- ☆理解しやすく、学校が説明責任を果たしやすい工夫改善

《業績評価》

- ☆組織目標を踏まえ、具体化・数値化・スケジュール化
- ・何を、どれだけ (達成水準)
- ・いつまでに (期限)
- ・どのように (方策)

学校評価に関する法 (学校教育法)

〔学校運営評価〕

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

〔学校運営情報提供義務〕

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※幼稚園・中学校・高等学校にもそれぞれ準用

呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

第19条 校長は、義務教育の9年間で一貫した教育を推進し、法に掲げる義務教育の目標の達成に努めなければならない。

「歴史とものづくりのまち」呉の主なあゆみ

時代・年月	主なできごと
古墳時代(4世紀頃)	(蒲刈) 蒲刈町大浦で土器を用いて製塩開始(沖浦遺跡(現県民の浜))
桓26(618)年~皇9(778)年	(倉橋) 安芸国で遣唐使船建造(「日本書紀」「続日本書紀」)
仁安年中(1166~1169)	(安浦) 西行法師が厳島神社へ参詣途中に高富浦に風待ちで寄港
仁安2(1167)年2月	(音戸) 平清盛, 厳島神社参詣
江戸時代初期	(下蒲刈) 三ノ瀬に本陣・番所・茶屋が整備され, 西国大名・朝鮮通信使・琉球使節などが寄港
寛文6(1666)年	(豊) 御手洗で屋敷地町割りの許可を得て, 町場が形成される
元禄6(1693)年	(豊浜) 豊島の漁師徳右衛門らが尾久比二窓の鳥付網代(アビ漁場)発見
安政6(1859)年	(川尻) 上野八重吉が出雲・熊野から筆職人を雇い, 川尻筆の製造開始
明治22年 7月	呉鎮守府開庁
明治35年10月	和庄町, 荘山田村, 宮原村, 二川町を合併して呉町となり同時に市制を施行 人口 57,169人
明治36年11月	造兵・造船の2廠を合わせて呉海軍工廠となる。
明治36年12月	呉線(呉~海田市)鉄道開通
明治42年10月	市内電車(西本通~本通9丁目)開通 日本で6番目(呉電気鉄道(株))
大正 7年 4月	海軍上水道分水工事完成 一般給水を開始
昭和 3年 4月	吉浦町, 警固屋町, 阿賀町を呉市に合併 人口 169,095人
昭和 3年12月	松本 清 作詞, 藤井 清水 作曲の「呉市歌」を正式に市歌として告示
昭和10年11月	三呉線(呉~糸崎)開通
昭和15年 8月	世界最大の戦艦「大和」進水
昭和16年 4月	賀茂郡広村, 仁方町を呉市に合併 人口 259,584人
昭和18年	人口 404,257人となり過去最高となる
昭和20年 7月	呉空襲(第3回空襲) 市内中央部壊滅 死者 1,817人, 被災家屋 22,168戸
昭和20年 9月	枕崎台風 死者 1,154人
昭和20年11月	戦後初の人口調査実施 人口 152,184人
昭和25年 6月	旧軍港市転換法公布施行
昭和26年 8月	旧呉工廠をNBC呉造船部として開所
昭和31年10月	天応町, 昭和村, 郷原村を呉市に合併 人口 209,987人
昭和42年 7月	昭和42年7月豪雨 死者 88人 負傷者 467人
昭和42年12月	市内電車廃止
昭和47年10月	呉市民憲章及び呉市民の花「つばき」呉市民の木「かし」と決定
平成11年 6月	梅雨前線集中豪雨 死者 8人 2時間雨量 136mm
平成12年11月	特例市指定
平成13年 3月	芸予地震発生 震度5強 死者 1人
平成14年10月	呉市制100周年記念式典開催 人口 203,034人
平成15年 4月	安芸郡下蒲刈町と合併 人口 206,220人
平成16年 4月	豊田郡川尻町と合併 人口 213,549人
平成17年 3月	安芸郡音戸町, 倉橋町, 蒲刈町, 豊田郡安浦町, 豊浜町, 豊町と合併 人口 259,224人
平成28年 4月	中核市指定 人口 232,393人 呉市を含む旧軍港四市が「日本遺産」に認定
平成29年 2月	呉市公式キャラクター「呉氏」誕生
平成29年10月	朝鮮通信使関連資料がユネスコ「世界の記憶」に登録
平成30年 5月	「北前船寄港地・船主集落」が「日本遺産」に認定
平成30年 7月	平成30年7月豪雨災害 死者 25人 負傷者 22人 人口 226,125人(平成30年7月末現在)